

上小阿仁村 施策(補助金等)一覧

令和7年度版

※ 総合版

(令和7年6月26日現在)

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
総務課							○	萬巒郷との姉妹都市提携に係る友好親善交流研修補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 台湾省へ研修の機会を創出し、教育・文化、スポーツ、産業・経済及び人的交流等により人材育成を図り、村民の国際感覚を涵養するとともに、村の活性化に資することを目的とする。 ◆補助金の額等 村が企画したプロジェクト（研修）への参加に要する経費の7割の額。	H04.03.10施行 H22.03.25改正
住民福祉課			○					集落で設置する遊具等設備費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 集落で園地などへ設置する遊具等の新設及び補修に要する経費の一部を村が補助することで、各施設の維持運営の向上を図る。 ◆補助金の額等 ・遊具の新設に要する経費 1/2以内の額 ・遊具の補修に関する経費 1/3以内の額 ・その他特に認めた経費 1/3以内の額 ※ 限度額は100万円。	H06.04.01施行 H26.01.10改正
総務課							○	上小阿仁村公共交通機関定期補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 日常的及び定期的に公共交通機関を利用する村民に対し、各種定期券購入費用の一部を補助することで、公共交通機関の利用促進と、定住人口の増加を図る。 ◆補助対象 村に住所を有し、村内からの移動のために県内公共交通機関から定期券を購入している者。ただし、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、又はこれに類する学校の在学学生は除く。 ◆補助金の額等 定期券購入費の1/2の額。	R02.04.01施行
総務課							○	上小阿仁村コミュニティセンター設置条例 （やまふじ温泉）	◆趣旨・目的等 地域に根差したコミュニティ活動推進の拠点施設を整備し、住民の健康、福祉、交流等の増進に資するためコミュニティセンターを設置する。 ◆開館時間等 午前10時から午後7時まで。 ◆利用料等 入浴料：大人400円、子ども（小学生）150円、幼児は無料。 回数券：12枚 4,000円、26枚 8,000円 休憩：1人200円（村内居住者は無料） 文化活動室、コミュニティ室：1,000円＋200円×利用人数。相談室：500円＋200円×利用人数。 ※入浴料以外は、上小阿仁村公共施設使用料等減免規則の適用あり。	H07.12.22施行 H21.03.13改正 R06.03.14改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
総務課		○						上小阿仁村空き家情報登録制度要綱	◆趣旨・目的等 村内の空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図る。 ◆概要 上小阿仁村内に存する空き家に関する登録及び空き家の利用を希望する者に関する登録を通して、空き家登録者及び利用希望者に対しホームページにより情報提供を行う。 村は情報提供のみ行い、実際の貸借及び売買は当事者間の交渉による。	H21.04.01施行
総務課	○							地域おこし協力隊員設置要綱	◆趣旨・目的等 人口減少や高齢化等の著しい地域において、地域力の維持、強化を図るため地域外の人材を積極的に誘致し、各種の地域協力活動を推進する。（情報発信、買い物サポート） ◆資格等 3大都市圏をはじめとする都市地域等から上小阿仁村に住民票を異動する者。住所要件が合えば村出身者も可。任用型隊員、委託型隊員として委嘱。隊員の任期は1年以内で年度内とし、最大3年まで延長できる。任用型隊員は会計年度職員給料表による給与、委託型隊員は職種ごとに仕様書に定めた委託料。	H21.09.01施行 R02.03.31改正 R06.04.01改正
総務課							○	IP告知端末の無償貸与 （上小阿仁村情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例）	◆趣旨・目的等 居住地域による情報格差の解消と地域の一体化を促進し、IP告知放送システムによる行政連絡、防災情報等の提供による生活利便性の向上と地域経済の活性化及び地域の安心・安全の確保を図る。 ◆概要 村内内線無料テレビ電話、行政情報配信。初回設置料金は無料、ただし、配線の引き直し等は自己負担。 ◆使用料等 一般世帯、公共施設は無料。事業所は月額2,000円。 ・告知放送手数料 静止画告知：1日1画面500円。映像告知（20秒）：1,000円。静止画作成：1画面2,000円。	H23.04.01施行
総務課	○							上小阿仁村集落振興交付金交付要綱	◆趣旨・目的等 村民と村の協働による住みよい豊かな地域社会の形成及び集落の振興を図る。 ◆交付金の額等 ・集落運営経費 均等割35,000円、世帯割2,000円×世帯数 ・集落振興経費 2,000円×世帯数 ・事務支援費 1,000円×世帯数	H23.04.01施行 R07.03.31改正
総務課							○	上小阿仁村大館能代空港利用促進助成金交付要綱	◆趣旨・目的等 大館能代空港の搭乗意欲の向上と継続的な利活用。 ◆助成金の額等 (1) 1席当たり5,000円	H24.04.01施行 R04.10.01改正 R06.04.01改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
総務課		○						上小阿仁村あきた結婚支援センター入会登録料助成事業交付要綱	◆趣旨・目的等 村在住の独身男女の出会いと結婚に資する。 ◆助成金の額等 あきた結婚支援センター登録料（登録から2年間有効）の全額。 手続きは、あきた結婚支援センター（北センター）が行い、入会者の実質負担はない。	H27. 07. 01施行 R03. 08. 24改正
総務課	○							い樹い樹むらづくり活動補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 地域固有の自然、伝統文化、生業等の豊かな資源を活かし、住民自らの創意工夫と実践により、村民が生き活き（い樹い樹）と住みやすく魅力ある地域にする。 ◆補助金の額等 ・集落賑わい活動 集落の全世帯を対象とした賑わい交流活動に要する経費の1/2以内の額。上限3万円 ・集落環境づくり活動 集落内の環境改善のための資材購入等に要する経費の1/2以内の額。上限5万円 ・集落環境づくり活動（ゴミ集積箱） 集落内の環境維持のためのゴミ集積箱の設置、更新に要する経費の7/10以内の額。上限なし ・集落文化活動 講演会、伝統芸能等文化の継承等に要する経費の1/2以内の額。上限5万円 ・むら再発見活動 郷土の食や村内資源の調査費、実践とうに要する経費の7/10以内の額。上限20万円 ・い樹い樹イベント活動 村内全域を対象とした各種地域づくりイベントに要する経費の1/2以内の額。上限額50万円。	H23. 04. 01施行 R07. 03. 31改正
総務課		○						上小阿仁村結婚新生活支援補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資する。 ◆対象 ・新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届けを提出し受理された夫婦。 ・住居費 婚姻に伴い新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費及び仲介手数料。ただし、勤務先からの住宅手当を除く。 ・引越費用 婚姻を機に村に転入し、又は村内で転居する際に要した費用のうち引越業者又は運送業者への支払に係る実費。 ◆補助金の額等 上記対象経費の額。上限額60万円。	H29. 04. 01施行 R07. 03. 24改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
総務課	○						○	大学調査研究活動誘致助成金 交付要綱	◆趣旨・目的等 観光、農業、林業、高齢化など、本村の魅力的な地域資源や直面する問題について、大学等による調査研究活動を誘致し、その成果を地域に還元することで地域の課題解決につなげる。 ◆対象者 大学（大学院、短期大学を含む。以下「大学」という。）の教職員及び学生で構成される団体。代表者は教職員。 ◆対象事業 大学のカリキュラム又は教員の指導により行われる、事業成果が地域に還元されるもので、村内に宿泊し、村内で調査、分析、実習等を行うもの。 ◆補助対象経費、補助金の額等 上記対象事業の実施に伴う宿泊に係る経費及び交通費。1人1調査につき上限額2,000円。	H28.04.01施行
総務課	○	○	○				○ ○	上小阿仁村集住型宿泊交流施設 設置条例	◆趣旨・目的等 地域の恵まれたし自然、歴史、産業等の地域資源を活用し、多様な世代の人々が集い交流し、体験及び研修を通じて地域の活性化に寄与するとともに、移住を目的とした滞在宿泊及び冬期滞在、地域への集住化を図る。 ◆施設の内容 村営アパートと宿泊交流施設を併設。 ◆施設の区分、使用料等 ・短期滞在居室 1泊3,000円（1か月に連泊する場合の上限が40,000円） 1か月40,000円（短期滞在の上限は1か月。冬期滞在は11月から4月までの6か月） ・大部屋A、B 半日（4時間以内）1,000円、全日（4時間超）2,000円、 1泊（宿泊を伴う場合）5,000円 ・会議室A 半日（4時間以内）500円、全日（4時間超）1,000円 ・会議室B 半日（4時間以内）300円、全日（4時間超）600円 ・調理場 半日（4時間以内）400円、全日（4時間超）800円 ・レンタルルーム（光熱水費別） 1か月30,000円（1日の利用は1,000円） ・村営アパート（光熱水費別） 1か月30,000円（敷金3か月分） ※短期滞在居室及び大部屋の宿泊にかかる寝具類の料金は別。実費とする。	H30.04.01施行 R03.03.16改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
総務課		○						秋田県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱	◆趣旨・目的等 あきた未来総合戦略（秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略）及び上小阿仁村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資する。 ◆対象者 東京23区在住者又は東京圏から23区内に通勤する方で、村に転入し、県内のマッチング支援対象法人に正規就職した方等。（その他の規定要件を満たす者） ◆支援金の額等 ・世帯（家族）で移住の場合 100万円。18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算。 ・単身で移住の場合 60万円 ◆支援金の返還 3年未満で転出した場合は全額返還。1年以内に職を辞した場合は全額返還。3年以上5年以内に転出した場合は半額返還。	H31.04.01施行 R05.04.01改正 R06.04.01改正
総務課		○						上小阿仁村移住定住奨励金交付要綱	◆趣旨・目的等 村への移住・定住の促進を図る。 ◆対象者 以下の要件を満たす方。 (1) 村に転入した。 (2) 村外に1年以上居住しており、かつ1年以上村に住む意思を有している。 (3) 過去に、この奨励金の交付を受けたことがない。 (4) 社会福祉施設、又は介護保険施設への入所を目的とした転入者でない。 (5) 転入しようとする世帯が村税等を滞納していない。 ◆奨励金の額等 (1) 転入者1人につき10万円。 (2) 16歳未満は(1)の額に20万円を加算。ただし、義務教育課程にある者は、村の学校又は県立の特別支援学校に入学、又は転入する者に限る。	R04.03.15施行
総務課	○							上小阿仁村地域おこし協力隊定住支援補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 地域おこし協力隊員が任期終了後に本村に定住することを支援する。 ◆対象者 村内に住所を有する者で、地域おこし協力隊員の任期終了の日から起算して前1年、又は任期終了後1年以内の者。ただし、隊員の任期が1年未満の者は除く。 ◆補助金の種類等 ・空家改修補助金 任期終了後に村内に定住するために居住する空家の改修に要する経費。10/10以内の額。上限100万円 ・起業・事業承継支援補助金 村内で起業又は事業承継するために要する経費。10/10以内の額。上限100万円	R07.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
総務課	○		○			○	○	上小阿仁村公共施設使用料等 減免規則	◆趣旨・目的等 使用者の経済的負担を軽減するとともに、公共施設の利用を促進させ、教育、福祉等の行政環境の充実を図る。 ◆対象施設 開発センター、コミュニティーセンター（やまふじ温泉）、萩形キャンプ場、ふれあい広場、地域センター（体育館）、生涯学習センター、健康増進トレーニングセンター、上ノ岱スポーツエリア、村民グラウンド、若者センター ◆対象となる使用料等 施設使用料、付属設備使用料、照明・暖房使用料 ※コミュニティーセンターの入浴料は対象外。 ◆減免の対象者 (1) 村及び教育委員会等が使用するとき。 (2) 村民及び村民が構成員となっている団体が使用するとき。 (3) 村内に勤務する個人及び団体が使用するとき。 (4) 国又は他の公共団体等が公用又は公共用に使用するとき。 (5) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として使用するとき。 ◆減免の対象外 (1) 国・県・村等が公共施設の利用に要する経費の一部又は全部を助成しているとき。 (2) 入場料及びこれに類するものを徴収するとき。 (3) 営利目的、政治活動、宗教活動で使用するとき。	R03.04.01施行
総務課							○	利益のある事業に対する分担 金徴収条例	◆趣旨・目的等 村が行う事業で一定地域が利益を受ける事業の経費に充てるため、受益者から分担金を徴収する。 ◆分担金の額 ・当該事業に要する費用から国又は県の補助金等を除いた額に、次の分担率を乗じた額。 (1) 農道（新設、改良、修繕、舗装） 30/100 (2) 用排水路（新設、改良、修繕） 15/100 (3) 作業道（新設） 70/100（補助対象事業に限る） (4) 水道（簡水：新設、改良） 40/100（起債償還の負担あり） 〃（小規模（補助対象事業）：新設、改良） 20/100（起債償還の負担あり） 〃（小規模（600万円以下の単独事業）：新設、改良） 10/100 (5) この条例に定めた以外の受益事業 村が負担する事業費の30/100を基本とする。 (6) 用地 特別な場合を除き受益者負担 ・国庫補助金による農地農業用施設災害復旧事業にあっては、当該事業に要する費用から国又は県の補助金等を除いた額に、次の分担率を乗じた額。 (1) 農地（災害復旧事業） 10/100 (2) 農業用施設（災害復旧事業） 5/100 ・令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害につき激甚災害の指定を受けた災害復旧事業の分担金は徴収しない。	S52.04.01施行 R06.12.12改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
教育委員会			○					上小阿仁村小中学生入学準備 助成金交付要綱	◆趣旨・目的等 小中学校、特別支援学校（小中学部）に在籍する児童生徒の保護者に入学準備に要する経費を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに子育てを支援する。 ◆対象 次のいずれかに該当し、申請者本人又は配偶者に、村税又は村に納付しなければならない料金等の未納がない者 （1）村立上小阿仁小中学校に入学する児童生徒の保護者 （2）特別支援学校の小学部又は中学部に入学する児童生徒の保護者で、村内に住所を有する者 （3）村立以外の小中学校に入学する児童生徒の保護者で、村内に住所を有する者 ◆助成金の額等 児童1人当たり30,000円、生徒1人当たり50,000円。	R05.03.14施行
教育委員会			○					上小阿仁村立小中学校児童生 徒学力検定料助成要綱	◆趣旨・目的等 小中学校児童生徒の学力向上を目指して受験する各種検定試験料の負担を無くし、何度でも挑戦できる環境をつくる。 ◆対象 村立上小阿仁小中学校が児童生徒を対象に団体申込する英語、漢字、算数、数学検定の検定料。 ◆助成金額 対象となる検定料の全額。	R05.04.03施行
教育委員会			○					村立小学校通学費補助要綱	◆趣旨・目的等 遠距離通学児童の通学費の軽減を図る。 ◆対象集落 上五反沢、中五反沢、大阿瀬、長信田、上仏社、羽立、大海、大林、小田瀬、南沢、堂川、下仏社、沖田面、下五反沢。 ◆補助金額 集落ごとに教育委員会が別に定める。	S47.12.26施行 S48.04.01適用 H25.02.15改正
教育委員会			○					上小阿仁村高校生就学応援金 支給要綱	◆趣旨・目的等 高等学校、高等専門学校、特別支援学校（高等部）に在学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減を図る。 ◆対象 高等学校、高等専門学校、特別支援学校（高等部）又はこれに類する専門学校に在学する生徒又は学生の保護者で次のいずれにも該当する者。 （1）村内に住所を有し、かつ居住の実績があること。 （2）本人又はその配偶者等に、村税又は村に納付しなければならない料金等の未納がないこと。 ◆補助金の額等 1人当たり月額10,000円。支給期間は高等学校の正規の修業年限の3年間とする。	R02.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
教育委員会			○					上小阿仁村学校給食費助成金 交付要綱	◆趣旨・目的等 小中学校、特別支援学校（小中学部）に在籍する児童生徒の保護者に学校給食に係る経費を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに子育てを支援する。 ◆対象 次のいずれかに該当する者。 （1）村立上小阿仁小中学校に在籍している児童生徒の保護者 （2）特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している児童生徒の保護者で、村内に住所を有する者 （3）村立以外の小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、村内に住所を有する者 ◆助成金の額等 保護者が負担すべき学校給食に要する経費相当額。ただし、国等の負担により学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合は、助成額から当該給付額を除く。	R01.10.01施行 R03.12.01改正
教育委員会			○				○	上小阿仁村奨学資金貸与条例	◆趣旨・目的等 上小阿仁村民の子弟で、経済的理由により修学困難と認められる者に奨学資金を貸与し、教育の機会の均等を図り、心豊かな人づくりに資する。 ◆対象 次の条件を満たす者。 （1）学校教育法に規定する高等学校又は大学に在学していること。 （2）学業成績が優秀で品行方正であること。 （3）経済的理由により修学困難であること。 ◆貸与の額 ・高等学校に在学する者 月額20,000円以内 ・短大及び専修学校に在学する者 月額40,000円以内 ・大学に在学する者 月額50,000円以内 ◆貸与の条件 ・無利子 ・貸与期間は、在学する学校の正規の修業期間 ・償還期間は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月後から、次に掲げる期間 高等学校 貸与を受けた期間の2倍に相当する期間 大学・短大・専修学校等 貸与を受けた期間の2倍、2.5倍、3倍のうち選択した期間	H20.04.01施行 H28.03.11改正

上小阿仁村 施策（補助金等）一覧

（令和7年6月26日現在）

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
教育委員会		○	○					上小阿仁村奨学資金返還支援 助成金要綱	◆趣旨・目的等 上小阿仁村奨学資金貸与条例に基づき貸与された奨学資金を返還している者に、返還の一部を助成すること、人材の確保と定住促進を図る。 ◆対象 次のいずれにも該当する者。 (1) 村内に住居登録し、現に居住し就労している者 (2) 当該年度の返還すべき奨学資金を滞りなく返還している者 (3) 本人又はその世帯において、上小阿仁村に納付すべき村税等を滞納していない者 ◆助成金の額 (1) 指定する国家資格取得者で、当該資格に基づき就労している者 2/3 (2) (1) 以外の就労している者 1/2 (3) 高等学校で貸与を受けた者 10/10 ◆助成金の交付期間等 助成の対象となった最初の月から、奨学資金貸与条例に規定する償還期間内とする。	H27. 10. 01施行 H28. 03. 11改正
教育委員会			○					上小阿仁村立小中学校児童生徒各種大会出場費補助金交付 要綱	◆趣旨・目的等 小中学校児童生徒の各種大会出場に要する経費を補助し、児童生徒の知育、体育、徳育の向上を図る。 ◆対象 児童生徒が秋田県大会、東北大会及び全国大会に出場するために要する交通費及び宿泊費。 ◆補助金額 ・鉄道料金 運賃 実費 急行料金 県内100km以上、県外50km以上100km以内 特急料金 県外100km以上 ・車賃 バス賃 実費 用具運搬車 1km当たり40円の定額。有料道路料金は実費 ・航空料金（やむを得ず航空機移動が必要と認められる場合に限り） 実費 ・宿泊費 児童生徒 実費（料金は学体連等の宿泊協定料金を一定の基準とする） ※引率者は村長が認めた人数以内とし、支給方法は児童生徒に準ずる。	H12. 04. 01施行 H29. 03. 31改正
教育委員会			○					上小阿仁村要保護・準要保護 児童生徒援助費支給要綱	◆趣旨・目的等 学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に援助費を支給し、義務教育の機会均等を図る。 ◆対象 村に居住し、村立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の基準に該当する者。 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者 等 ◆援助対象経費等 学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技道具、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費	H19. 12. 25施行 R03. 12. 20改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
教育委員会			○				○	上小阿仁村海外留学経費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 海外で一定期間以上の留学を行う経費の一部を補助し、村出身の若者が国際的な感覚を身に付けることに資する。 ◆対象 次の全てに該当する者。 (1) 村立上小阿仁中学校を卒業した者 (2) 留学者の家族が村内に居住しており村税等の未納がないこと (3) 渡航時に満30歳に満たない年齢の者 (4) 渡航時において外務省が発表している危険情報又は感染症危険情報が未発出の地域又はレベル1の地域に留学が決定している者 ◆対象外 次のいずれかに該当するもの。 (1) 政治的又は宗教的な活動を目的としたもの (2) 営利を目的としたもの ◆補助金額等 ・渡航時 航空料金等、旅券及び査証発行に要する経費、留学対象となる検定料金 上限50万円 ・帰国時 航空料金等 上限50万円 ※渡航日の概ね6か月前に申出書提出	H29.04.01施行
教育委員会			○					上小阿仁小中学校入学祝品支給要領	◆趣旨・目的等 小中学校、特別支援学校（小中学部）への入学時に学校入学祝品を支給し、児童生徒の健全な育成の支援を図るとともに、入学時における保護者の経済的負担を軽減する。 ◆対象者、支給内容 村内に住所を有する次のいずれかの者 ・村立小学校入学予定者 通学用ランドセル、黄色い帽子 ・村立中学校入学予定者 通学用力バン、通学用ヘルメット（希望者） ・特別支援学校小学部入学予定者 通学用ランドセル、黄色い帽子 ・特別支援学校中学部入学予定者 通学用力バン	R01.08.01施行
教育委員会			○					上小阿仁村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要領	◆趣旨・目的等 小学生の自転車運転時の交通安全を期し、交通事故防止対策としてヘルメットの着用普及の促進を図る。 ◆対象者 次のいずれにも該当する者 (1) 村内に住居登録していること。 (2) 自転車用ヘルメットを必要とする児童がいること。 ◆補助金の額等 ・SG基準に適合するヘルメット1個につき 2,000円（2,000円未満のときは、販売金額） ・補助対象児童1人につき、小学校在学中2回まで補助できる。	R01.07.17施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
教育委員会	○							集落公民館補修費補助要綱	◆趣旨・目的等 集落公民館及び類似施設の維持に要する経費の一部を補助し、当該施設の維持運営の向上を図る。 ◆対象等 (1) 集落公民館等の改修、増築又は修繕に要する経費 1/2以内 (2) 冷暖房設備の設置又は取替に要する経費（備品を除く） 1/2以内 (3) その他、村長が緊急を要すると認めた経費 1/2以内 ※200万円を上限とする。 ※（3）を除き、2年連続での交付はできない。 ※ 令和6年度、7年度に限り、長信田交流センター屋根改修工事に対する補助率を7/10以内とする。	S63.04.01施行 R06.05.31改正
住民福祉課						○	○	上小阿仁村成年後見制度における村長申立てに関する要綱	◆趣旨・目的等 判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立の援助と福祉の増進。 ◆対象等 次のいずれにも該当する者で、親族等による成年後見開始等の審判申立てが見込まれない高齢者。 (1) 村内に居住し住民登録をしている者等 (2) 配偶者及び2親等以内の親族がいない者等 ◆申立てに係る費用負担等 ・家事事件手続法の規定に基づき村が負担する。 ・選任された成年後見人等を通じ、本人の資産から費用の返還を求めることができる。	R03.12.01施行 R05.01.01改正
住民福祉課							○	上小阿仁村災害見舞金支給規程	◆趣旨・目的等 災害による被害世帯又は遺族に見舞金を支給する。 ◆対象及び見舞金の額等 火災、風災、水災、震災その他の自然災害による以下の被害。 (1) 人的被害 死亡（一定期間を経た行方不明） 20万円 重症 5万円 (2) 住宅被害 半壊、半焼及びこれに準ずる被害以上 15万円 床上浸水 15万円 床下浸水 2万円	R04.08.01施行
住民福祉課							○	上小阿仁村住家火災発生時支援規程	◆趣旨・目的等 災害基本法、上小阿仁災害対策本部設置条例に基づかない、通常予想される火災発生時に、住家の罹災者に迅速な支援を行う。 ◆支援事項等 (1) 整地支援 火災保険等の補償を超える部分に、重機類の提供等を支援する。 (2) 解体支援 トタン類を除く解体材は長下処分場に搬入し、施設使用料の減免を申請できる。	H13.02.01施行 R04.08.01改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高 齢者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課		○	○			○		上小阿仁村エアコン購入費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 住宅における熱中症等による事故を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援し、健康維持を図る。 ◆補助対象者 村に住民登録し現に居住している者で、村内に所在する自己の居住の用に供する部分を有する専用住宅又は併用住宅に、新たにエアコンを購入し設置する者等。 ◆対象経費 エアコンの購入費及び設置費。（中古品は除く） ◆補助金の額 対象経費の1/2以内の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額10万円。1世帯1台限り。	R06.08.01施行
住民福祉課			○					上小阿仁村子宝祝金要綱	◆趣旨・目的等 人口の自然増を願い出産を奨励し、児童の健全育成を図り、活力に満ちた村づくりを創造する。 ◆祝金の内容等 (1) 第1子 一時金15万円及び記念品 第2子以降 一時金60万円及び記念品 (2) 第3子以降 月額15,000円（6歳の誕生日の属する月の前月まで）	R02.04.01施行 R04.03.24改正
住民福祉課							○	上小阿仁村災害弔慰金の支給等に関する条例	◆趣旨・目的等 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行い、村民の福祉及び生活の安定に資する。 ◆対象及び弔慰金の額等 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による被害。 (1) 災害弔慰金 主に生計を維持していた者の死亡 500万円 上記以外の者の死亡 250万円 (2) 災害障害見舞金 主に生計を維持していた者の障害 250万円 その他の者の障害 125万円 (3) 災害援護資金の貸付 限度額は災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じる。	S49.10.04施行 (S49.04.01適用) R07.03.13改正
住民福祉課							○	上小阿仁村行旅病人及び行旅死亡人取扱規則	◆趣旨・目的等 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱いを定めるもの。	S62.04.01施行
住民福祉課	○							上小阿仁村中型除雪機無償貸付に関する要綱	◆趣旨・目的等 住民との協働により、冬期間の積雪から地域住民の生活の安全を確保する。 ◆対象等 地域住民のため、主体となって除雪を行う自治会に、村が所有する中型除雪機を貸与する。 ◆費用負担等 除雪機の燃料、運搬費用、修繕費用等全ての費用は自治会負担とする。自治会を起因とする第三者への損害、第三者からの損害については自治会が負う。	H23.12.20施行

上小阿仁村 施策（補助金等）一覧

（令和7年6月26日現在）

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高 齢者	そ の他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		上小阿仁村集落サロン事業費 補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 高齢者等の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状況の予防及び地域内での支え合い体制の確立を図る。 ◆対象、補助金額等 集落サロンを設立する団体等に対し、初年度に限り、集落サロンで使用する事務用品、備品等の購入に要する経費の全額を補助する。上限額20万円。	H29.10.01施行
住民福祉課						○		上小阿仁村高齢者世帯等除雪 費助成金支給要綱	◆趣旨・目的等 高齢者等の冬期間の生活の安全確保を図る。 ◆対象世帯 満70歳以上の者のみの世帯、満70歳以上の者と心身に障害を持つ者のみの世帯、心身に障害を持つ者のみの世帯、世帯全員が独力での除排雪が困難な世帯、満18歳に達した年度末までの子どものみがいる母子世帯又は父子世帯、その他村長が認めた世帯 ◆助成額等 屋根の雪下ろし、玄関先等の除排雪に要した経費の2/3の額。上限は1世帯当たり8万円。	H29.12.14施行 R02.11.30改正
教育委員会			○					上小阿仁村延長保育実施要綱	◆趣旨・目的等 保育園に入園している幼児で、延長保育を必要とする幼児を保育時間を超えて保育を行い、児童福祉の充実を図る。 ◆延長保育時間 (1) 午前7時00分～午前7時30分 (2) 午後6時30分～午後7時00分 ◆延長保育料 保育料の所得階層区分に応じ、第1階層 0円/30分～第8階層 140円/30分を徴収する。	H18.04.01施行 R06.12.27改正
教育委員会			○					上小阿仁村一時保育実施要綱	◆趣旨・目的等 保護者の疾病、冠婚葬祭等の社会的理由又はその他の理由により、一時的な保育を必要とする1歳から就学前の幼児の保育を行い、児童福祉の向上を図る。 ◆保育時間 午前7時30分～午後6時30分 ◆一時保育料 4時間以内の保育 1,000円/日 4時間を超える保育 2,000円を徴収する。	H18.04.01施行 H21.03.13改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課			○			○	○	上小阿仁村福祉医療費支給要綱	◆趣旨・目的等 村内に居住する対象者の心身の健康の保持と生活の安定を図る。 ◆対象等 (1) 乳幼児（未就学児）、小中学生及び高校生等 18歳に達する日以後最初の3月31日まで (2) ひとり親家庭の児童 18歳に達する日以後最初の3月31日まで (3) 高齢身体障害者 65歳以上で、身体障害者手帳4～6級所持者 (4) 重度心身障害（児）者（身体・知的）療育手帳（A）又は身体障害者手帳1～3級所持者 (5) 重度心身障害（児）者（精神）精神障害者手帳1級所持者かつ自立支援医療受給者証の所持者 (6) 身体障害者 65歳未満で、身体障害者手帳4～6級所持者 ※18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども以外は、所得制限あり。 ◆支給方法等 原則、自己負担相当分を現物給付。（医療機関での支払なし） 上記（5）については、精神病床の入院にかかった費用については、対象外とする。	H17.08.01施行 R06.11.01改正
住民福祉課			○					上小阿仁村母子家庭及び寡婦 家庭住宅整備資金貸付金貸付 規則	◆趣旨・目的等 母子家庭及び寡婦家庭の福祉の増進を図る。 ◆対象等 村内に居住する、現に扶養する子どものある配偶者のない女子で、住宅の整備を必要とし、自立での整備が困難な者。 ◆貸付限度額 貸付限度額は1戸当たり150万円。 ◆貸付利率等 年2%、又は財政融資資金、その他の借入資金の貸出利率のいずれか低い方の利率。ただし、所得税の非課税世帯は無利子。 据置期間は1年以内。償還期間は据置期間後9年以内。	S50.07.01施行 H13.03.30改正
教育委員会			○					地域活動組織育成事業補助金 交付要綱	◆趣旨・目的等 児童の健全育成を図るため、保護者など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図る。 ◆組織及び運営 地域組織は保護者等の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（親子会等）とし、その活動は児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携を持ち、政治上又は宗教上の組織に属さず、その収入及び支出を常に明確にするものとする。 ◆活動 (1) 親子及び世帯間の交流、文化活動 (2) 児童の養育活動 (3) 児童の事故防止等活動 (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動 ◆補助金の額 1組織につき10,000円、4月1日現在の加入者（保護者及び子）1人当たり2,000円の合計額。	H25.03.15施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
教育委員会			○					上小阿仁村放課後児童健全育 成事業運営規程	◆趣旨・目的等 小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等の連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ることで、当該児童の健全な育成を図る。 ◆支援内容 児童クラブで行う放課後児童健全育成事業における支援内容は以下のとおり。 (1) 利用者に対する安全指導 (2) 利用者の健康管理及び衛生管理 (3) 利用者に対する遊びの指導 (4) 利用者の学びの機会の確保 (5) 利用者に対する基本的な生活習慣の習得の指導 (6) その他放課後における利用者の健全育成上必要な支援	R02.10.01施行 R05.12.26改正
教育委員会			○					上小阿仁村すこやか子育て支 援事業実施要綱	◆趣旨・目的等 就学前の子どもの保育等の利用者負担を助成し、子育てに係る経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する。 ◆助成対象、助成額等 (1) 保育料助成事業 保育料の10分の10の額 (2) 給食費助成事業 給食費の10分の10の額	R01.10.01施行 R06.04.30改正
住民福祉課			○					あきた出産おめでとう給付金 支給事務実施要綱	◆趣旨・目的等 子どもが生まれた家庭を応援するため、県からのお祝いのメッセージを添えて、給付金を支給する。 ◆支給対象 令和4年4月1日以降に出生の届出をした、支給申請の時点で村の住民基本台帳に登録されている方。 ◆支給額 出生の届出時に20,000円を支給する。	R05.04.01施行
住民福祉課			○					こあにベビー応援給付金支給 事務実施要綱	◆趣旨・目的等 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備をするため、経済的支援を行う ◆支給対象 令和4年4月1日以降に妊娠の届出又は出生の届出をした、支給申請の時点で村の住民基本台帳に登録されている方。 ◆支給額 妊娠の届出時に50,000円、出生の届出時に50,000円を支給する。	R05.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○	○	上小阿仁村外出支援サービス 事業運営要綱	◆趣旨・目的等 身体的な障害等により通常の交通機関を利用できない者に対し、移動の手段を提供することで、対象者の在宅での生活を支援するとともに、家族の負担軽減を図る。 ◆利用対象者 村に居住し、介護保険制度による介護認定を受けている者、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づく大臣が定める基準に相当する者、身体障害者手帳を有する者、その他村長が認める者で、次の各号のいずれかに該当する自力での外出が困難な者。 (1) 寝たきり又は車椅子使用者 (2) 外出時介助が必要な者 (3) 認知症のある者 (4) 視覚障害者 ◆利用制限 この事業の利用は、病院、施設等への送迎及び行事（村が主催する事業又は会議等）への参加等とする。 ◆行動範囲及び運行日等 運行範囲は、原則村内及び近隣市町村で、運行時間がおおむね60分の範囲とする。 運航日は、土曜日、祝日及び平日とする。（日曜日及び年末年始は除く） 運行時間は、委託先の営業時間（8時30分から17時15分）とする。ただし村長が認める場合を除く。 ◆利用者負担額 村内 200円 北秋田市（旧森吉、旧阿仁、旧合川地区） 600円 北秋田市（旧鷹巣地区）、八郎潟町、五城目町 1,000円 大館市 2,000円 能代市、鹿角市、小坂町 3,000円	H12.04.01施行 R06.12.24改正
住民福祉課				○				上小阿仁村ホームヘルパー養 成補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 高齢者の増大、多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、機能を有するホームヘルパー（2級）の養成を図る。 ◆対象者 村に住所を有する者で、心身ともに健康で明るい者 ◆補助金の額 受講料（テキスト代、資料代、損害保険料）の額の1/2の額。上限10,000円。	H11.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		上小阿仁村高齢者住宅整備資金貸付規則	◆趣旨・目的等 高齢者住宅の整備を必要とし、自力での整備が困難な者に資金の貸付を行う。 ◆対象者 村内に居住し、60歳以上の親族と同居する者で、高齢者住宅の整備を必要とするが、自力での整備が困難な者。 ◆貸付限度額 1戸当たり150万円。 ◆貸付利率等 年3%、又は財政融資資金、その他の借入資金の貸出利率のいずれか低い方の利率。 据置期間は1年以内。償還期間は据置期間後9年以内。	S63.04.01施行 H13.03.30改正
住民福祉課						○		上小阿仁村はり、きゅう、マッサージ施術費助成要綱	◆趣旨・目的等 高齢者が、はり、きゅう、マッサージの施術を受けた場合、その施術費の一部を助成し、高齢者の負担の軽減を図り、健康保持等福祉の増進に寄与する。 ◆対象者 村内に居住する、満70歳以上の者。新たに満70歳に達する者は、その誕生日の属する月から。 ◆適用範囲 助成する施術費の範囲は、医療保険給付以外のものとする。 ◆助成の額等 (1) はり、きゅう 1回1,000円。1人につき上限年5回。 (2) マッサージ 1回1,000円。1人につき上限年5回。	H06.04.01施行 H18.04.01改正
住民福祉課						○		上小阿仁村長寿祝金条例	◆趣旨・目的等 老人を敬愛し長寿を祝うとともに、その福祉を増進する為長寿祝金を支給し、敬老思想の普及を図る。 ◆対象者 満100歳に達した者で、その者の誕生日以前に、村内に30年以上居住している者。 ◆支給額 10万円。	H01.01.10施行 (H01.01.01適用) H24.03.16改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		上小阿仁村家族介護支援金支給要綱	◆趣旨・目的等 在宅要介護者又は重度障害者（肢体不自由）を介護する者に介護支援金を支給し、在宅福祉の増進に寄与する。 ◆対象者 村に住所を有する者で、在宅で要介護3、4、5に相当する者又は介護保険に該当しない重度障害者（肢体不自由）を介護する家族。ただし、特例居宅介護サービス費等の支給を受けた者及び世帯分離者、村民税等の滞納がある者は除く。 （1）村民税非課税世帯で、要介護4及び5相当の者又は介護保険に該当しない重度身障者（肢体不自由）を介護する家族 （2）村民税課税世帯で、要介護4及び5相当の者又は介護保険に該当しない重度障害者（肢体不自由）を介護する家族 （3）一律に要介護3相当の者を介護する家族 ◆支給額 （1）月額20,000円 （2）月額10,000円 （3）月額5,000円 ◆支給制限 要介護者が入院や短期入所を利用して自宅を離れた場合、当該月の介護支援金は日割で支給する。	H19.07.01施行 H26.03.31改正
住民福祉課						○		上小阿仁村家族介護支援事業（紙おむつ支給）実施要領	◆趣旨・目的等 非課税世帯の要介護4・5の要援護高齢者を介護している家庭に対して紙おむつを支給することにより、当該介護者又は在宅高齢者の精神的、経済的負担の軽減を図る。 ◆対象者 村内に住所を有し、次に掲げる要件をいずれも備えている在宅高齢者を現に主として介護する者。 （1）在宅高齢者及び支給対象者の属する世帯が、村民税非課税世帯であること。 （2）在宅高齢者及び支給対象者が、介護保険法に基づく要介護認定を受けた者であって、かつ、その認定結果が要介護度4若しくは5の決定を受けたものであること。 ◆支給額 高齢者1人につき年額72,000円以内の用品を支給。	R05.04.01施行
住民福祉課						○		上小阿仁村地域支援事業実施要綱（見守り配食サービス事業）	◆趣旨・目的等 毎週火曜、金曜の週2回弁当を配布し、安否確認、見守りを行う。 ◆対象者 （1）村内に居住している者で、介護保険法に規定する被保険者。 （2）おおむね65歳以上の一人暮らし世帯または高齢者世帯のみの世帯ので、基本チェックリストによる聞き取りの結果、該当と判断される方。 ◆利用料 1食あたり300円	H19.04.01施行 R06.03.15改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		電動三輪車等購入費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 高齢者又は身体障害者、歩行困難である者が移動を容易に行い、安全で快適に日常生活を行えるようにする。 ◆対象者 村内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者。 （1）下肢障害により杖、歩行器等を使用しても屋外移動ができない者 （2）その他、村長が特に必要と認める者 ◆補助金の額 電動三輪車及び電動四輪車の購入費の1/3の額。上限10万円。	H23. 04. 01施行
住民福祉課						○	○	上小阿仁村認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱	◆趣旨・目的等 認知症高齢者、若年性認知症者等が徘徊等により行方不明となった際に地域が連携して迅速に搜索する体制を整備・運営することにより、認知症高齢者等及びその家族等を支援する。 ◆事業内容 （1）見守りネットワークの整備・運営に関すること （2）認知症に対する知識・理解の普及啓発に関すること ◆搜索の対象者 村内に居住する認知症高齢者等 ◆搜索 対象者が徘徊等により行方不明になったときは、家族等は警察に行方不明者届を提出するとともに、見守りネットワークに搜索を依頼できる。 搜索の依頼を受けた村は、事前に登録した協力員に対象者の情報を提供し、協力員の日常生活・日常業務の中での搜索を依頼する。	H29. 12. 28施行 H30. 06. 01改正
住民福祉課						○	○	上小阿仁村年金生活者等支援福祉給付金事業実施要綱	◆趣旨・目的等 公的年金等の収入や所得額が一定額以下に該当する低所得の高齢者を支援する。 ◆支給対象者 1月1日（基準日）時点で村に住所を有する者で、申請日において次の全ての要件に該当する者。 （1）当該年度において満65歳以上となる者で、国が支給する年金生活者支援給付金制度の所得要件に該当する者 （2）当該年度分の村県民税が非課税である者 （3）支給対象者の属する世帯全員の村県民税が非課税であること。 （4）その他村長が必要と認めた者 ただし、村税等の滞納をしている者がいる世帯等は対象から除く。 ◆支給額 1人につき年額12,000円。	R03. 04. 01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課						○		上小阿仁村緊急通報システム 事業実施要綱	◆趣旨・目的等 一人暮らしの高齢者世帯等に対し、緊急通報装置を貸与し、急病や事故等に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者等の負担を軽減し、その福祉の増進に資する。 ◆対象者 村内に居住し、次のいずれかに該当する者。 (1) 一人暮らしの高齢者世帯の高齢者、又は高齢者世帯の病弱な高齢者 (2) (1) に準じる状態にあると村長が認める者 ◆実施方法 緊急通報システム実施事業者が行う業務は、次のとおり。 (1) 利用開始又は廃止に伴う通報装置の設置、撤去その他必要な措置と人員の配置 (2) 24時間体制の利用者からの緊急通報、相談等の受信及び通報時の情報収集と対応 (3) 設置した通報装置の修理及び定期的な保守点検 (4) 事業実施に必要な関係書類の整備と事業実施状況の報告 ◆費用負担 緊急通報受診装置の費用は村が負担し、機器等に係る費用（通信料等）は利用者が負担する。	R04.04.01施行
住民福祉課						○		上小阿仁村心身障害者居室整 備資金貸付規則	◆趣旨・目的等 心身障害者の福祉の増進を図る。 ◆対象者 村内に居住する心身障害者（身体障害者手帳1級又は2級所持者、療育手帳Aに該当する知的障害者、これに準ずる重度の障害者）又は同居する親族で、心身障害者向けに居室等を増改築又は改造することを必要とするが、自力での整備が困難な者。 ◆貸付限度額 1戸当たり150万円。 ◆貸付利率等 年3%、又は財政融資資金、その他の借入資金の貸出利率のいずれか低い方の利率。 据置期間は1年以内。償還期間は据置期間後9年以内。	S55.08.01施行 H13.03.30改正
住民福祉課						○		上小阿仁村福祉タクシー等事 業実施要綱	◆趣旨・目的等 障害者（児）が社会参加する手段としてタクシー等（タクシー又はNP0上小阿仁村移送サービス協会）を利用する場合の経費の一部を補助し、在宅障害者（児）の自立生活を支援するとともに社会参加を促進し、福祉の増進を図る。 ◆対象者 村内に住所を有する、身体障害者手帳1級、2級、3級所持者、又は療育手帳Aを所持する知的障害者。 ◆利用券の利用範囲、利用方法 利用範囲は村内とし、1回の乗車につき利用券1枚を使用する。 ◆利用券の枚数、補助額 1人当たり年12枚。1枚当たりの補助額は、タクシーの基本料金（初乗料金）又は、NP0上小阿仁村移送サービス協会の片道1回分の料金。	H11.04.01施行 H20.03.28改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課							○	上小阿仁村人工透析等通院交通費助成事業実施要綱	◆趣旨・目的等 人工透析の治療を継続的に受ける必要のある者の通院費用の一部を助成し、その者の費用負担の軽減と福祉の増進を図る。 ◆対象者 村内に住所を有し、人工透析の治療のため週2回以上、かつ1年以上継続的に医療機関に通院する者。 ◆助成額 居住地から通院医療機関までの距離（片道）に応じ、次の額とする。 10km以上30km未満 月額6,000円 30km以上50km未満 月額8,000円 50km以上 月額11,000円	H24.04.01施行 R05.03.14改正
建設課								上小阿仁村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。 ◆対象者 農業集落排水事業並びに下水道事業による計画予定地域を除いた地域の専用住宅及び農業集落排水事業並びに下水道事業による整備地域内でも補助対象事業に該当しない専用住宅に合併浄化槽を設置しようとする者。 ◆補助金の限度額 5人層：国基準補助額351,000円＋村単独補助額78,000円＝429,000円 6～7人層：国基準補助額441,000円＋村単独補助額93,000円＝534,000円 8～10人層：国基準補助額588,000円＋村単独補助額118,000円＝706,000円	H05.10.01施行 H20.01.01改正
住民福祉課								上小阿仁村特定不妊治療等補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 健やかな親子の誕生を望み少子化対策の一環として、特定不妊治療等及び不育治療に係る治療を受けている者の負担を軽減する。 ◆対象者等 ・特定不妊治療等 対象者：夫婦の一方（事実婚を含む）が1年以上村に住所を有し、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みが極めて少ないと診断された者 等 対象経費：①秋田県特定不妊治療費助成事業実施要領に掲げる助成対象経費、②特定不妊治療等の人工授精とうに係る経費、③特定不妊治療等に要する検査費 補助金の額：1回の治療費の総額から当該治療に係る秋田県の助成額を控除した額、又は特定不妊治療等の人工授精等に係る経費の全額。1年度当たり上限額25万円。 ・不育症治療 対象者：夫婦の一方（事実婚を含む）が1年以上村に住所を有し、（社）日本生殖医学会認定専門医により不育症と診断された者 対象経費：①不育症治療費のうち国保又は医療保険法の一部負担金及び保険給付が適用されない経費（治療費以外の経費を除く）、②不育治療に要する検査費 補助金の額：交付対象経費の全額。1年度当たり上限額30万円	H25.07.01施行 R06.03.15改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課			○			○	○	上小阿仁村任意予防接種助成 事業実施要綱	◆趣旨・目的等 予防接種法に定める定期予防接種以外の任意の予防接種について、接種料の全部または一部を助成し、疾病の予防と重症化防止及び接種費用負担の軽減を図る。 ◆実施方法等 予防接種は、希望する対象者に希望する医療機関で個別接種により実施する。 村と業務委託を締結する医療機関では、接種費用から村の助成額を控除した額を医療機関に支払う。それ以外の医療機関では、接種費用の全額を医療機関に支払った後、村に助成金を申請する。 ◆対象予防接種等 (1) 定期接種以外のインフルエンザワクチン 対象者：生後6か月以上65歳未満の者 助成額等： ア. 6か月以上13歳未満の者は接種料2,500円を上限とし、交付回数は2回 イ. 13歳以上65歳未満の者は接種料2,500円を上限とし、交付回数は1回 (2) 定期接種以外の風しんワクチン 対象者：妊娠を予定している助成・その配偶者等、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等のうち、抗体価が低いことを証明できる者 助成額等：接種料の全額で交付回数は1回 (3) 定期接種以外の子宮頸がんワクチン 対象者：17歳までの女性等 助成額等：接種料の全額で交付回数は3回まで (4) 定期接種以外の帯状疱疹ワクチン 対象者：満50歳以上65歳未満の者 助成額等： ア. 生ワクチンは上限額5,000円とし交付回数は1回 イ. 不活性ワクチンは上限額10,000円とし交付回数は2回 (5) 定期接種以外の新型コロナウイルスワクチン 対象者：生後6か月以上65歳未満の者 助成額等：上小阿仁国保診療所での接種料全額、他の医療機関は上限額11,800円とし交付回数は1回 (6) 定期接種以外の高齢者の肺炎球菌ワクチン 対象者：年度内に65歳以上の者。接種を受けたことがある者は除く。 助成額等：上小阿仁国保診療所での接種料全額、他の医療機関は上限額3,500円とし交付回数は1回	R02.04.01施行 R07.02.18改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課			○					上小阿仁村妊産婦健康診査実施要綱	◆趣旨・目的等 母子保健法の規定に基づき、妊産婦の健康診査等を実施することで、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、妊産婦の健康管理の向上と、安心して妊娠・出産するための環境づくりに資する。 ◆対象者 母子健康手帳の交付を受け、村内に住所を有する妊産婦 ◆実施方法等 妊娠届を受理した村は受診票を当該妊婦に交付する。 受診票の交付を受けた妊婦は、県内の委託医療機関で受診、又は県外で受診する場合は健康診査を受ける医療機関又は助産所を村の届け出た後、当該医療機関で受診する。	H26.04.01施行 R04.04.01改正
住民福祉課							○	上小阿仁村空家等解体事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 村民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、村内に存在する空家等の解体に係る経費の一部を補助する。 ◆空家等の定義 村内に存する建物その他の工作物（倒壊したものを含む）で常時無人の状態にあるもの、又は居住者の死亡、転出等により今後常時無人の状態になるおそれがあると認められるもの。 ◆対象者 村税等を滞納していない者で、次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 村内に存する空家等の所有者等 (2) (1)の所有者等から解体及び撤去について委任を受けた者 ◆対象空家等 次の(1)(2)いずれにも該当するもの (1) 土地の譲渡を目的としないこと (2) 公共事業等の補償の対象となっていないこと ◆補助金の額 解体撤去業者による空家等の解体及び撤去に要する経費の1/2の額。上限額50万円。	H27.06.01施行 R04.04.01改正
住民福祉課							○	上小阿仁村がん患者医療用補正具購入費助成金支給要綱	◆趣旨・目的等 がん治療により医療用補正具を使用する者に購入費用の一部を助成し、その精神的、経済的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し日常生活の質の向上を図る。 ◆対象者 次の(1)から(4)すべてに該当する者。 (1) 申請日に村内に住所を有し現に居住していること (2) がんと診断されがん治療を受けた又は現に受けていること (3) がん治療に伴い脱毛し又は乳房を切除し補正具を購入していること (4) 過去に秋田県及び他の自治体から補正具の購入に対する助成をうけていないこと ◆対象となる補正具及び助成上限額等 ・医療用ウィッグ 50,000円、1個限り ・乳房補正具 35,000円、1個限り	H30.03.30施行 R02.03.31改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課							○	上小阿仁村がん検診精密検査 受診料補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 がん検診の結果、要精密検査の対象となった方の精密検査受診料を補助することで、精密検査の受診率向上とがんの早期治療への意識を高め、村民の健康推進を図る。 ◆対象者 次の(1)から(4)すべてに該当する者。 (1) 健康保険に加入していること (2) 村に住民登録していること (3) がん検診受診の結果が要精密検査となった者 (4) 対象がん疾患の治療中、又は経過観察中でない者 ◆補助金の上限額及び対象検診名 上限額は、当該年度において、次の各検診につき1回、10,000円。 ①大腸がん検診、②前立腺がん検診、③胃がん検診、④子宮頸がん検診、⑤乳がん検診、⑥肺がん検診	H30.06.01施行
住民福祉課							○	上小阿仁村検診受診料補助金 交付要綱	◆趣旨・目的等 村が実施する集団検診の自己負担助成を、村国保以外の者にも実施することで、検診の受診率向上とがんや加齢に伴う疾病の早期発見につなげ、村民の健康推進を図る。 ◆対象者 次の(1)から(3)すべてに該当する者。 (1) 村の国保以外の健康保険に加入していること (2) 村に住民登録していること (3) 村が実施する集団検診の受診対象年齢、指定集落に該当すること ◆補助金の額等 検診ごとに次のとおりとする。ただし、職場や加入する健康保険等、他の制度の助成を受けられる場合はその助成額を除く。 ①胸部総合検診（肺がん・結核検診）600円、②喀痰検査1,000円、③大腸がん検診800円、④前立腺がん検診600円、⑤肝炎ウイルス検診（40歳～70歳で未受診者）600円、⑥骨粗鬆症検診（40・45・50～70歳の助成）1,400円、⑦大人の歯科検診（40・50・60・70歳）1,300円、⑧胃がん検診2,000円、⑨子宮頸がん検診1,800円、⑩乳がん検診2,100円	H30.06.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課							○	上小阿仁村人間ドック等受診 費用補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 人間ドック及び脳ドックそれぞれに要した費用の一部を補助することで、疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て、村民の健康の保持増進を図る。 ◆対象者 次の(1)から(3)すべてに該当する者。 (1) 医療保険の被保険者である者 (2) 村に住民登録している者 (3) 満40歳以上の者 (4) 当該年度に特定健康診査又は後期高齢者健康診査を受診していない者とするが、脳ドック受診者はこの限りでない。 (5) 人間ドック等の受診結果を村に提供することを承諾した者 ◆補助金の額等 医療機関に支払った費用の全額。上限額10,000円。	R05.04.01施行 R07.04.01改正
住民福祉課			○					上小阿仁村マタニティ119事業 実施要綱	◆趣旨・目的等 北秋田市民病院における分娩取扱い中止に伴い、遠方で分娩する妊産婦とその家族の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、妊産婦が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを支援する。 ◆事業の内容 緊急の出産時に妊婦を救急車で救急告示を受けている産科医療機関まで搬送する。 ◆利用対象者 村内に住所を有し、かつ居住して母子健康手帳の交付を受けている妊婦及び里帰り出産のため村内の実家等に滞在する妊婦。（事前登録が必要） ◆利用条件 ・出産の兆候が始まったが、タクシー又は本人若しくは家族等の車で産科医療機関に移動できないとき ・異常が生じ、主治医等が緊急搬送の必要があると判断したとき ・その他緊急を要するとき	R07.04.01施行
住民福祉課			○					上小阿仁村産後ケア事業実施 要綱	◆趣旨・目的等 母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、安心して子育てができる環境を整えるため、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。 ◆事業の内容 ・短期入所（ショートステイ）型 病院及び診療所の空きベットを利用した宿泊により、出産後4か月未満の母親及びその乳児に対する心身のケア、助産師等による育児に関する指導その他の今後の育児に資する指導等を行う。 原則として7日以内 ◆利用対象者 村内に住所を有する出産後4か月未満の母親及び自宅において養育が可能である乳児であって、産後ケアを必要とする者。（母親又は乳児に医療行為が必要な場合を除く）	R07.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課			○					上小阿仁村遠方妊婦等支援事業実施要綱	◆趣旨・目的等 妊婦の経済的負担を軽減する。 ◆助成対象経費、助成額 ア 交通費 妊産婦等が住所地から妊婦健診や出産等のため通院または入院するための移動に要した往復分の費用。 上限額15万円。 イ 宿泊費 妊婦が出産までの間、分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設）で宿泊した場合の当該宿泊施設での宿泊に要した費用（最大14泊分） 妊婦の支援のため同じ宿泊施設に宿泊した同行者の宿泊に要した費用（最大3泊分） 職員の旅費に関する条例に準じて算出した額を上限額とする。 ◆助成対象者 村に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けた妊産婦及び妊産婦と同じ宿泊施設に宿泊した同行者。	R07. 04. 01施行
建設課								上小阿仁村飲用井戸等水質検査補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 住民自ら行う給水施設の水質検査の費用を補助し、簡易水道給水区域以外の衛生確保を図る。 ◆対象者 水道法及び秋田県小規模水道条例の適用を受けない引用井戸等の設置者。 ◆補助金の額等 次の10項目の検査に要する検査料（実費）の1/3の額。 ①一般細菌、②大腸菌、③硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、④塩化イオン、⑤有機物、⑥ph値、⑦臭気、⑧味、⑨色度、⑩濁度	H17. 04. 01施行 H22. 03. 25改正
建設課								上小阿仁村簡易水道未普及地域対策事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 簡易水道未普及地域において、通常の生活に必要なとされる水量を安定確保する。 ◆対象者 村内の簡易水道未普及地域の個人又は団体で、水量が不足又は不安定によりその解消を図ることが必要と認められる者。 ◆補助対象事業及び補助金の額 次の(1)～(5)の事業に要する経費の1/2の額。年度内1事業で上限額20万円。 (1) 貯水槽（タンク） 大型化することで貯水能力が高められる場合 (2) 配水管（保温材を含む） ①に合わせ口径を大きくしなければならない場合 (3) 井戸の掘削及び設備 (4) ポンプ設備 能力を高めることで水量不足を解消できる場合 (5) その他給水に必要な設備（宅内の配管を含む設備は除く）	H24. 04. 01施行 H27. 03. 31改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
住民福祉課			○					上小阿仁村チャイルドシート 購入費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 チャイルドシートを購入した保護者の経済的負担の軽減とチャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の交通死傷事故の防止を図り、未来の「上小阿仁村」を担う子どもたちの尊い生命を守る。 ◆対象者 次の(1)～(3)の要件を満たしている者。 (1) 村に住民登録していること (2) 6歳未満の乳幼児がいること (3) チャイルドシートを装着できる自家用自動車を所有していること ◆補助金の額等 子ども1人につき1回、チャイルドシート購入費の全額。上限額20,000円。	H12.04.01施行 H22.03.31改正
総務課							○	防犯灯、街路灯設置費等補助 金交付要綱	◆趣旨・目的等 集落、公共機関等で設置する防犯灯、街路灯の新設、改修及び維持管理に要する費用の一部を補助することで、犯罪及び交通事故の未然防止を図る。 ◆補助対象経費、補助金の額等 次の(1)～(3)の事業ごとに算定された額。上限額50万円。 (1) LEDの防犯灯、LEDの街路灯への改修及び新設に要する経費 8/10の額 (2) LEDの防犯灯、LEDの街路灯の改修（球の取替は除く）に要する経費 8/10の額 (3) 防犯灯、街路灯に要する電気料 7/10の額	H06.04.01施行 H28.03.31改正
産業課				○				上小阿仁村産業振興奨励に関 する条例	◆趣旨・目的等 村内の特産物等の開発促進と雇用機会の増大を図るための生産施設の新設及び拡充をはかる施設に対し、奨励金を交付し、本村産業の振興を推進することを目的とする。 ◆対象施設 (1) 特殊農産物及び特殊林産物（菌茸類を含む）の生産及び加工施設 (2) 養魚等の生産及び加工施設 (3) 養蚕及び野鳥等の生産及び加工施設 (4) 前各号に定めるもののほか、本村の立地条件に適合し、特に産業の振興に寄与すると認められるもの ◆奨励金 前項に該当する施設等であって、その投下資産総額が800万円以上のものであること。又は、投下資産総額が500万円以上で常時使用する従事者が5人以上の生産施設であること。 当該施設に対しその年度に村が賦課した固定資産税相当額を限度として毎年村長が定める。 奨励金は、5年間に限度としてこれを交付する。	S55.07.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課				○				上小阿仁村農業生産法人組織 育成対策奨励金交付要綱	◆趣旨・目的等 農地受委託等による優良農地の確保と集積を行い、農業生産活動の協業化により組合員の共同の利益増進のための農業経営を行なう法人及び集落営農組合に対する支援を目的に、新たに設立した農業生産法人等に農業生産振興奨励金を交付する。 ◆交付対象 事業開始後1年以内の、村に居住する者で構成する農業生産法人等 ◆奨励金の額等 特定農業法人20万円、それ以外の法人及び集落営農組織10万円。設立初年度に限る。	H16.04.01施行 H18.04.01改正
産業課					○			上小阿仁村農業後継者育成に 係る奨学金交付要綱	◆趣旨・目的等 農業後継者を育成する専門的学校で技術習得する学生に奨学金を援助し、農業の振興を図る。 ◆奨学金対象者 村に住所を有し、申請年度において満18歳以上で、村長が適任者と認定した者。年5人以内。専門的学校を卒業又は退学後直ちに村の農業後継者として5年以上地域の農業経営に資すること。 ◆奨学金の額等 1人につき年額30万円。途中入退学の場合は月割で算定する。	S61.04.01施行
産業課					○			上小阿仁村アグリフロンティア 育成研修奨励金交付要綱	◆趣旨・目的等 地域農業の優れた担い手の育成の促進を図ることを目的とし、農業経営に要する基礎的知識・技術を習得するために秋田県が実施する「秋田アグリフロンティア育成研修」を受講する者に対し、奨励金を交付する。 ◆対象期間 秋田アグリフロンティア育成研修の期間（3年以内）。 ◆対象者 次の要件のすべてを満たす者が対象者です。 (1)研修終了後に村内就農が確実と見込まれる者 (2)秋田アグリフロンティア育成研修を受講することが確定してる者 ◆奨学金の額 奨学金は月額18万円とし、就農準備資金（国）の交付を受ける者はその額を差し引いた額とする。 【月額18万円 - 就農準備資金 = 奨学金の額】	R07.04.01施行
総務課		○						上小阿仁村後継者結婚祝金交 付要綱	◆趣旨・目的等 村の将来を担う後継者の結婚を祝福する。 ◆後継者の定義 村内に居住し、住民基本台帳に登録され、将来とも居住すると見込まれる者。 ◆祝金の額等 婚姻の届出をした後継者に、1回に限り20万円。国際結婚等の結婚事情を考慮した場合30万円。	H01.04.01施行 R04.03.31改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	上小阿仁村小規模土地改良事業補助金交付規則	◆趣旨・目的等 小規模土地改良事業を施行する者に補助金を交付する。 ◆事業の基準及び補助率等 ・圃場整備事業 実施基準：受益面積1ha以上5ha未満、補助率：事業費の30%以内、施行者：受益者2人以上の水利組合長 ・かんがい排水事業 実施基準：用排水路延長200m未満、揚水機等、補助率：事業費の50%以内、施行者：受益者2人以上の水利組合長 ・農道改良工事 実施基準：延長200m未満、車両幅員2m以上、補助率：事業費の50%以内、施行者：受益者2人以上の水利組合長 ◆補助金の上限額 1事業者当たり100万円。（工事の翌年度から3年間は申請できない） 他の補助事業と重複して申請することはできない。	S36.03.11施行 (S36.04.01適用) R05.09.29改正
建設課								上小阿仁村農業集落排水事業 分担金徴収条例	◆趣旨・目的等 村が行う農業集落排水事業について、その事業の施行に係る地域内で利益を受ける者から分担金を徴収する。 ◆分担金の額等 ・補助対象施設 事業所等について、取付管及び公共ますの工事費の1/3の額。 ・非補助対象施設 1. 末端1戸の支管及び公共ますの工事は、工事費の1/3の額。 2. 事業所等は、工事費の1/3の額。	H02.04.01施行
建設課								農業集落排水事業に伴う宅地内配管工事に対する補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 農業集落排水事業に伴う宅地内配管工事に要する工事の一部を助成し、生活環境の改善と農業集落排水事業の普及促進を図る。 ◆補助金額 (1) 宅地内配管工事を実施した住宅及び事業所等1戸当たり 2万円 (2) 宅地内配管工事に伴う制度資金の融資を受けた場合 年1%の利子補給。1戸当たり30万円を超える融資額の場合は、30万円で計算した金額を上限とする。	H04.04.01施行 H22.03.25改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	上小阿仁村農地等小災害復旧 事業費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 国の災害復旧事業に規定する異常気象により被災した農地及び農業用施設で、国の補助基準に満たない施設に対し補助金を交付し、農地及び農業用施設等を復旧し、農業の維持を図り、その経営の安定に寄与する。 ◆交付対象 災害復旧に要する適正な経費、又は直接施工による復旧に必要と認められる材料費及び機械リース料等必要最低限の経費で、1箇所の工事費が5万円以上40万円未満のもの。 国の災害復旧事業の対象外となったもので村長が必要と認める40万円以上の工事。 ◆採択基準 ・原形復旧を原則とする工法であること。 ・農道復旧の場合は、当該農道の全区間の有効幅員が1.2m以上であること。 ・農業用施設復旧の場合は、当該施設が受益戸数2戸以上の農地の耕作に利用されていること。 ◆補助率 1/2以内の額。 同一年度内に複数回被災した場合 2回目以降2/3以内の額。 激甚災害に指定された場合 2/3以内の額。 令和6年7月豪雨により激甚災害の指定を受けた農地及び農業用施設の場合 受益個数1戸以上、補助率10/10で上限額を100万円とする。	H22.04.01施行 R06.09.18改正
産業課							○	上小阿仁村被災農業者営農再開継続支援事業費補助金交付 要綱	◆趣旨・目的等 国の災害復旧事業費補助金の対象となる災害で被災した村内の農産物、畜産物又は農業用施設で、被災した農業者の営農の再開又は継続に必要な事業費を補助し、負担を軽減することで、農業の維持を図り、その経営の安定に寄与する。 ◆交付対象 国の災害復旧事業費補助金の対象となる災害で被災したもの、又は局地的な被害で国の災害復旧事業の基準に達しなかったが被害の程度が大きいと村長が認めたもの ◆交付基準 ・被害を受けた農作物等について、この補助金以外の村の措置が講じられないこと。 ・補助金を受けた年に適切な肥培管理等により出荷が確実と認められるもの。 ただし、事業実施後、再度被災した場合は除く。 ・鶏舎、ビニールハウス等の農業用施設と同時に被災した場合は、農業用施設が復旧した日から2か月以内に購入した経費であること。 ◆交付対象経費 被災農産物等の復旧に必要な種子、苗、素びなの購入費、及び鶏舎、ビニールハウス等の農業用施設復旧に要する経費で、一つの災害につき5万円以上のもの。 ◆補助率等 1/2以内の額で、上限額50万円。 激甚災害に指定された場合 2/3以内の額で、上限額70万円。	H25.04.01施行 R04.10.20改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	上小阿仁村自然災害による土砂等撤去及び生活関連施設等原形復旧に要する補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 台風、大雨、地震等の自然災害で住居に土砂棟が流入した場合、及び生活関連施設がか損した場合に、土砂の撤去及び施設を原型復旧する者に補助金を交付し、住民の生命及び財産の保護並びに経済的負担の軽減を図る。 ◆交付対象 村内に住所を有し、自然災害により被災した住居及び生活関連施設の所有者、又はこれに準ずる者。 ◆交付対象経費 住居に流入した土砂等の撤去費及び生活関連施設の原形復旧費として業者に支払う経費で5万円以上のもの。ただし国、県、村等のほかの補助を受けられるものを除く。1自然災害につき1回。 ◆補助率等 1/2の額で、上限額50万円。 激甚災害に指定された場合 2/3の額で、上限額70万円。	H25.10.23施行 R04.10.20改正
産業課					○			上小阿仁村食用ほおずき出荷補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 特産の食用ほおずきの産地化の推進と栽培農家の経営安定に寄与する。 ◆交付対象者 秋田たかのす農業協同組合及びかみこあに観光物産(株) ◆交付要件 補助対象者は、受け取った補助金を販売目的で食用ほおずきを出荷した、村内に住所を有する農家に支払う、又は買取価格や委託販売価格に加算して支払う。 ◆補助金の額等 ・生食用殻つき 150g1パック当たり240円 ・加工用バラ、生食用殻なし 500g当たり500円 ・パック容器を変更する場合（10円未満の端数切捨て） 生食用殻つき 100g当たり160円 その他用 100g当たり100円	H24.06.06施行 R07.03.19改正
産業課					○			上小阿仁村食用ほおずき新規作付け者支援事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 村の地域重点作物である食用ほおずきの産地化の推進と栽培農家の普及拡大を図り、生産量の確保に寄与する。 ◆交付対象者 次の要件に該当する者。 (1) 村に住民登録をしている者 (2) 新規に食用ほおずきを作付けし、秋田たかのす農業協同組合又はかみこあに観光物産(株)に出荷する者 (3) 同一世帯に食用ほおずきを作付け、出荷している者がいない者 ◆交付金の額等 作付け本数100本につき5万円を基準とする。新規作付け、出荷した年度から5年間。	H31.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課					○			上小阿仁村地力増強土づくり 推進事業費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 村の農家が消費者の信頼を確保するため、安全で安心な農作物を生産するため有機堆肥を施用する費用の一部を助成し、良質な農産物の安定生産を図る。 ◆交付対象者 秋田たかのす農業協同組合とし、受領した補助金を、次のいずれかの交付要件を満たす農業者等に交付する。 （1）秋田たかのす農業協同組合の組合員で、村管内で農産物を栽培する農業者等が、その作物を栽培する農地及び育苗に有機堆肥を使用するための必要経費 （2）秋田たかのす農業協同組合に出荷等している農業者等 （3）その他村長が認める者 ◆補助金額 堆肥代、運搬料、散布料の2/3以内の額。	H28.04.28施行 R07.03.19改正
産業課					○			農畜産物獣害防止対策事業実 施要綱	◆趣旨・目的等 有害獣による農畜産物被害を防止するために、電気柵を購入し設置した者に費用の一部を助成し、農畜産物の安定生産を図る。 ◆交付対象者 村内全域で有害獣による被害が発生、又は発生する恐れがある地域において、電気柵、防止ネット等を購入設置した者。（農業協同組合、農業法人、集落営農組織、農業者等、その他村長が認める団体） ◆補助率等 事業費の1/2以内の額。上限額10万円。事業費が2万円以上のものに限る。 設置場所1箇所につき1回限り。	H29.04.01施行 R07.03.19改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課					○			園芸資材購入補助事業実施要綱	◆趣旨・目的等 高品質な園芸作物を安定的かつ効率的に供給できる地域農業の確立を図るため、園芸資材の一部を助成し、担い手の経営発展と作付面積の維持・拡大を図る。 ◆交付対象者 秋田たかのす農業協同組合 ◆対象事業 次の地域重点作物等の生産を振興するもの (1) 地域重点作物（ペイナス、ズッキーニ、食用ほおずき） (2) 重点作物（えだまめ、スイートコーン） (3) 振興作物（ハウレンソウ、アスパラガス、キュウリ、トマト、カボチャ） (4) 花卉類 (5) その他野菜（村内で出荷されJAをとおり市場出荷されたもの） ◆補助率等 次の対象経費（税抜き）の1/3以内の額。1,000円未満の端数切捨て。 (1) 園芸資材（栽培に必要な資材） (2) 種苗費 (3) ダンボール等出荷に必要な資材 国、県等から同一事業に対する助成を受けているものは除く。	H29.04.01施行 R07.03.19改正
産業課				○				上小阿仁村農家民宿支援事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 地域資源を活用し地域の活性化を図るため、経費の一部を助成し交流人口を増加させる。 ◆交付対象者 新規に農家民宿を開業する者、又は農家体験を実施した農業者。 ◆対象事業、補助率等 ・家屋改修工事支援事業 新規に農家民宿を開業する者が行う、農家民宿に供する家屋の改修費用の1/2以内の額。上限150万円。 ・開業等許可申請支援事業 始期に農家民宿を開業する者が行う、許可申請等に要する経費の2/3以内の額。 ・農家体験受入支援事業 村内の農家民宿又は宿泊施設利用者に農家体験（宿泊付）を実施した農業者に、受入1人1日あたり2,000円。1日の上限額6万円。1年度内の上限額50万円。	H29.04.01施行 R07.03.31改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課					○			上小阿仁村農業機械等導入支援事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 農業者等が行う農業用機械等の導入費用の一部を補助することで、農業生産体制の構築及び地域農業の活性化を図る。 ◆交付対象者 村内に住所を有する、認定農業者又は認定新規就農者。 ◆対象事業 交付対象者が行う、次の要件を満たす機械等の導入事業。 (1) 専ら農業の用に供する機械等であること (2) 機械等の導入が、補助金の交付決定を受けた年度内に完了すること ◆補助率等 事業費の1/2以内の額（消費税を除く）。上限額100万円。 ◆その他 補助金は1年度内に1回の申請だが、認定農業者等の認定期間中2回まで申請できる。 国・県、その他の補助事業の採択要件に満たないものに限る。 中古機械は補助対象としない。 令和8年度までの事業とする。	R04.04.01施行
産業課					○			上小阿仁村こはぜ出荷補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 特産のこはぜの産地化の推進と村内生産者との収入増加に寄与する。 ◆交付申請者 かみこあに観光物産(株) ◆交付要件 補助申請者は、受け取った補助金を、村内に住所を有し、かみこあに観光物産(株)にこはぜを出荷する生産者に支払う、又は買取価格や委託販売価格に加算して支払う。 ◆補助金の額等 1kg当たり1,000円	R05.04.01施行 R07.03.19改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	令和6年7月豪雨災害に係る農地等小災害復旧事業費補助金（直接施工分）交付要綱	◆趣旨・目的等 令和6年7月豪雨により被災した農地及び農業用施設で、国の補助基準に満たない施設を直接施工したものに 対し補助金を交付し、農業経営の安定と継続に寄与する。 ◆交付対象 令和6年7月豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧を、申請者が直施工するもので、対象経費の(3) 又は(4)を含み、この補助金以外の助成措置が講じられない事業で、1箇所の工事費が5万円以上40万円未満の もの。 ◆採択基準 ・原形復旧を原則とする工法であること。 ・農道復旧の場合は、当該農道の全区間の有効幅員が1.2m以上であること。 ・農業用施設復旧の場合は、当該施設が受益戸数2戸以上の農地の耕作に利用されていること。 ◆交付対象経費 (1)材料費、(2)業者からの機械リース料等、(3)業者以外の者（申請者含む）の機械借上料、(4)業者以外 の者（申請者含む）の機械運転賃金、作業賃金。 ◆補助率 10/10以内の額。	R06.07.25施行 R007.02.20改正
産業課					○			比内地鶏素雛購入費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 地域ブランドである比内地鶏の飼育農家の負担軽減を図りながら生産性の向上や飼育羽数の確保により、 安定かつ効率的な農業経営の発展を図る。 ◆交付対象 交付申請者は秋田たかのす農業協同組合とし、受け取った補助金を次に掲げる農業者に交付、若しくは販 売価格から差し引いて請求する。 (1) 村内に住所を有し、販売を目的として比内地鶏を飼育している農業者 (2) 農協の組合員で、農協から素雛を購入している農業者 (3) その他村長が必要と認めうる農業者 ◆補助金の額等 比内地鶏の素雛購入に係る経費の3/10以内の額。	H27.04.01施行 R07.03.19改正
産業課				○				上小阿仁村鳥インフルエンザウイルス予防対策事業費補助金実施要綱	◆趣旨・目的等 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止対策を支援する。 ◆補助対象者 村内に住所を有する個人、若しくは農家組織。 ◆対象経費、補助金の額 鳥インフルエンザウイルス防除のために必要な消毒資材(消毒薬、消石灰)の購入費から消費税を除いた額 の2/3以内の額で1,000円未満の端数切捨て。1年度1回限り。10月～3月に使用するものに限る。	R07.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	上小阿仁村森林整備促進対策 事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 森林所有者が人工林の適正な整備を行う事業に要する経費の一部を補助し、森林の有する公益的機能、優良秋田杉の造成等人工林の質的向上と森林資源の整備を図る。 ◆事業実施主体 (1) 森林法第2条第2項に規定する森林所有者 (2) 森林組合及び森林法施行令第11条第6号に規定する団体（当該団体が作成する森林経営計画を村が認定した団体） ◆補助金の対象事業及び補助金の額 村内の森林で実施する森林整備事業で、次のいずれかに該当するもの (1) 秋田県林業関係補助金等交付要綱及び秋田県造林補助事業関係諸規程等により実施する森林整備事業で、次に掲げる事業（いわゆる県補助事業） ア. 間伐事業 実際に要した経費の25/100以内の額とする。ただし上限額を秋田県造林補助事業実施要領に定める標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の25/100以内の額、又は1ha当たり10万円とする。 イ. 枝打事業 実際に要した経費の25/100以内の額とする。ただし上限額を秋田県造林補助事業実施要領に定める標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の25/100以内の額とする。 ウ. 植栽事業 実際に要した経費から県補助金を控除した額とする。ただし上限額を秋田県造林補助事業実施要領に定める標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の額から県補助金を控除した額とする。 エ. 下刈事業 実際に要した経費の25/100以内の額とする。ただし上限額を秋田県造林補助事業実施要領に定める単価に事業量を乗じて求めた標準経費の25/100の額とする。 (2) 県補助事業に該当しない次に掲げる事業 ア. 植栽事業（1施行地の面積が0.1ha以上で、0.1ha当たり200本以上植栽する事業） 実際に要した経費の60/100以内の額とする。ただし上限額を秋田県造林補助事業実施要領に定める単価に事業量を乗じて求めた標準経費の60/100の額とする。	H03.04.01施行 R05.01.23改正
産業課				○				特用農林産物振興対策事業補 助金交付要綱	◆趣旨・目的等 農林産物生産施設の設置に要する経費の一部を助成し、産業振興と農家所得の向上を図る。 ◆交付対象 村内に居住し、特用農林産物（キジ、ヤマドリ、ニワトリ、キノコ等）の生産施設を新設する者。 ◆補助対象経費及び補助率等 生産施設の設置に要する経費の80%以内の額。ただし、上限額は次のとおり。 (1) キジ、ヤマドリ養殖施設 400万円 (2) その他特に村長が認める施設 200万円	H09.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	作業道の維持補修に対する補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 国、県の補助事業で実施した作業道の通常の維持補修に要する経費の一部を助成し、林業の振興を図る。 ◆交付対象 集落会 ◆補助金の額 林道の補修に要する経費の30%の額。上限額100万円。	H06.04.01施行
産業課				○				上小阿仁村林業トップランナー養成研修等支援事業費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 秋田県林業トップランナー養成研修（林業大学校）の研修生が安心して研修に専念できるようにすることで、将来の林業の担い手育成及び林業の振興を図る。 ◆交付対象 村内に住所を有する者又は村出身者で、次の要件の全てを満たす者 (1) 林業大学校の研修生となる者 (2) 林業大学校の研修終了後1年以内に県内の林業分野に就業し、将来的にその中核を担うことについて強い意欲を有する者 ◆補助金の額 (1) 林業大学校の受講料に相当額。 (2) 研修のために居住場所（アパート等）を確保した場合の家賃相当額。上限額は月額3万円。 ◆交付期間 2年間	R04.04.01施行
産業課				○				上小阿仁村SGEC-CoC認証取得支援事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 SGEC認証森林から算出される認証材の利用拡大を図るため、村内事業所のSGEC-CoC認証取得の推進を図る。 ◆補助対象者 SGEC-CoC認証を取得する、村内に住所を有する事業所。 ◆補助対象経費、補助金の額 初回認証審査を取得するための調査・コンサルタント等、初回認証審査、認証の公示、定期監査及び更新審査に係る経費の全額。上限額20万円。交付期間は3年間。	H28.04.01施行 R06.03.15改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	上小阿仁村危険木伐採等補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 道路や住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護し、危険木の伐採や倒木の撤去を行う者に対して、補助金を交付するもの。 ◆補助対象者 村税等を滞納していない者で、次のいずれかに該当する者。ただし、危険木の所有者と被害を受ける恐れのある住宅等の所有者等が同一若しくは生計同一者である場合は、対象外とする。 申請者が危険木の所有者以外の場合は、危険木の所有者から伐採等の承諾を得ていること。 (1) 危険木の所有者 (2) 森林の土地の所有者 (3) 危険木により住宅等に直接的な被害を受ける恐れのある所有者または管理者 (4) 危険木の所有者から伐採等の委任を受けた者 ◆補助対象経費、補助金の額 危険木の伐採、倒木の処理に要する経費の1/2の額で、1,000円未満の端数切捨て。上限額50万円。 伐採した危険木や倒木を売却処分する場合は、その額を対象経費から除く。	R05.12.08施行 (R05.07.01適用)
産業課							○	上小阿仁村狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 有害鳥獣の捕獲に従事しようとする者の、狩猟免許の取得及び銃砲の所持許可の申請等に要する経費の負担軽減を図る。 ◆交付対象 次の要件の全てを満たす者 (1) 上小阿仁村猟友会会員、又は狩猟免許取得後に上小阿仁村猟友会に入会する者 (2) 村が行う捕獲業務に従事することを確約する者 (3) 本人及び同一世帯内に村税等の滞納がない者 ◆対象経費 (1) 狩猟免許等取得支援 第一種狩猟免許取得に係る経費、猟銃所持許可に係る経費、狩猟者登録等関連経費、わな猟免許取得に係る経費、その他 (2) 散弾銃等購入支援 散弾銃、ガンロッカー、装弾ロッカー、その他 (3) ライフル銃等購入支援 ライフル銃、ガンロッカー、装弾ロッカー、その他 ◆補助金額 対象経費(1)+(2)の上限額55万円。ライフル銃を新規で購入する場合は、更に上限額55万円を加える。	R06.04.01施行 R06.05.31改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課							○	上小阿仁村鳥獣被害対策果樹等伐採事業費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 集落に出没する鳥獣による農作物等の被害及び人身被害を防止する。 ◆補助対象者 村内に住所を有する個人、若しくは農家組織、集落会。 ◆対象経費、補助金の額 鳥獣を直接誘引する果樹等を根元から伐採するために要する費用 ・業者に支払う伐採費用（作業委託、処分委託等）から、伐採により得た収入を控除した額の1/2の額。 1本あたり上限額 5万円。 ・個人が伐採した場合の1本あたりの補助額 幹回り30cm以上60cm未満 3,100円 〃 60cm以上90cm未満 7,800円 〃 90cm以上 14,700円	R06.06.13施行
産業課				○				上小阿仁村中小企業振興融資あっせん資金制度要綱	◆趣旨・目的等 村内に事業所を有する中小企業者で、事業資金を必要とするものに融資のあっせんを図り、企業の安定ならびに業界の振興発展に資する。 ◆資金援助の措置 秋田県信用保証協会、村商工会、村の3者契約のもと、毎年度基金を預託する。 ◆融資あっせんの種類及び申込者の資格 (1) 上小阿仁村中小企業振興融資（マル上） 村内に住所又は事業所を有する中小企業 (2) 上小阿仁村中小企業特別融資（上特） 村が製造業務を委託した中小企業者で、村内に事業所を有する者 ◆融資あっせんの制限及び限度 (1) 貸付利率 7.6%以内 (2) 最高限度額 マル上 1,000万円以内、上特 1,500万円以内 (3) 資金の使途 事業運営に必要な運転資金又は設備資金 (4) 期間 マル上 10年以内、上特 5年以内 (5) 返済方法 割賦又は一括償還	S60.07.01施行 H31.03.13改正
産業課				○				上小阿仁村中小企業振興融資あっせん資金利子補給要綱	◆趣旨・目的等 平成3年度以降の長引く不況と平成5年雄冷害による消費不振に対処し、村内の中小企業者で、上小阿仁村中小企業振興融資あっせん資金制度に基づき融資を受けた者に利子の一部を補給することで、金利負担を軽減し本村中小企業の振興発展を図る。 ◆利子補給 利子補給は、取扱金融機関を経由して行う。 ◆利子補給率 (1) 当該年度に上小阿仁村中小企業振興融資あっせん資金制度契約書で定めた貸付金利の1/2の額。 (2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の新規融資は10/10の額。（新型コロナ対策）	H05.12.01施行 R03.01.27改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課				○				上小阿仁村企業立地促進資金 貸付要綱	◆趣旨・目的等 村誘致企業に対し低利な資金の貸付けを行い、企業誘致の促進及び産業の立地促進を図る。 ◆預託及び貸付 毎年度予算の範囲内で村が指定する金融機関（北都銀行）に預託する。 預託の基準は貸付金の1/5以内。預託の利率は年2%。 ◆貸付対象企業 次の要件に該当する誘致企業 (1) 本社が村外にある企業で村内に事務所を設置又は当該企業が現地に立地した法人 (2) 常時使用する従業員が50人以上 (3) 工場の増設により、著しく増産を成し得るもの (4) 納税及び社会保険料等の納付状況が良好な企業 ◆貸付対象資金 (1) 工場の新設に要する用地費及び設備資金 (2) 工場の増設に要する設備資金 ◆貸付条件 (1) 貸付利率 年6%以内 (2) 貸付期間 10年以内（うち据置期間1年以内） (3) 貸付限度額 3,000万円以内 (4) 返済方法 元金割賦償還	S60.07.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課				○				上小阿仁村工場誘致条例	◆趣旨・目的等 村内に工場を新設又は増設する者に、便宜の供与、奨励金の交付等により本村工場の開発促進と雇用の増大を図る。 ◆便宜の供与 工場用地の取得、輸送施設の整備、労務の充足、紛争の解決、その他工場の設備に必要な事項につき援助協力することができる。 ◆奨励措置 (1) 工場誘致奨励金 ・交付対象 工場を新設するもので、投下固定資産総額が800万円以上又は常時雇用者が3人以上のもの 工場を増設するもので、増加した投下固定資産総額が800万円以上又は常時雇用者が3人以上増加したもの ・奨励金の額 当該工場（増設の場合は増加分）に、その年度に村が賦課した固定資産税相当額 ・交付期間 固定資産税を賦課した年から10年間。 (2) 雇用促進奨励金 ・交付対象 営業開始の日から3年の間に新規に従業員を雇用し、その者を継続して1年以上雇用した従業員の人数 ・奨励金の額 対象従業員1人につき年額20万円。村内居住の場合は年額30万円。上限額1,000万円。 ・交付期間 3年間	S42.03.22施行 H29.03.14改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課				○				上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例	◆趣旨・目的等 村内に工場を新設、又は既存工場を拡充した者に奨励金を交付し、本村産業の振興に寄与する。 ◆奨励措置 (1) 固定資産税相当額の交付 ・交付対象 村内に工場を新設し、投下固定資産総額が300万円以上及び常時雇用従業員が3人以上のもの。 村内に工場を増設し、増加した投下固定資産総額が200万円以上及び常時雇用従業員が1人以上増加したものの。 ・奨励金の額 新設又は増設した施設設備で、村が賦課した固定資産税相当額 ・交付期間 固定資産税を賦課した年から5年間。 (2) 雇用促進奨励金 ・交付対象 営業開始もしくは増設した日から3年の間に新規に従業員を雇用し、その者を継続して1年以上雇用した従業員の人数（従業員とは雇用保険法に規定する被保険者で、短期雇用者、日々雇用者、パート雇用者及び会社役員でないもの） ・奨励金の額 対象従業員1人につき年額20万円。村内居住の場合は年額30万円。1企業につき年限度額1,000万円。 ・交付期間 3年間	S44.11.24施行 R03.03.16改正
産業課				○				上小阿仁村小規模事業者経営改善資金利子補給に関する要綱	◆趣旨・目的等 (株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金の融資（マル経）を受けた者に利子の一部を補給することで、村内小規模事業者の負担軽減と経営基盤の安定を図る。 ◆対象者 村商工会の推薦でマル経融資を受ける、村内に1年以上住所又は事業所を有する者 ◆利子補給 利子補給は、村商工会を経由して行う。 ◆利子補給率 (1) マル経融資の契約に基づく返済方法により毎年1月1日から12月31日までの間に支払った利子の合計額を2で除した額。 (2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の新規融資については、支払った利子の合計額。（新型コロナ対策）	H23.12.01施行 R03.01.27改正

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕 事 支 援	就 農 支 援	高 齢 者	そ の 他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課				○				上小阿仁村資格取得支援事業 補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 村が認める資格を取得した者に補助金を交付することで、厳しい雇用情勢に置かれている求職者の就業機会の拡大を図るほか、在職者の能力向上を図る。 ◆対象者 次の要件を満たす者。 （1）村内に住所を有する15歳以上の者で、引き続き村内に居住する意思がある者。ただし、学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校に在学する者は除く。 （2）求職活動中で就労の為に資格を取得しようとする者、又は在職者でその就労の能力向上のために資格を取得しようとする者。 ◆対象事業 国家資格、公的資格若しくは民間資格で就業につながる資格の取得で、一覧に掲げるもの。 ただし、普通自動車第一種免許及び原付免許を含む二輪免許は除く。 ◆対象経費及び補助率 資格取得のための受験料又は受講料の1/2以内の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額10万円。	H27.04.01施行 R07.04.01改正
産業課	○			○				上小阿仁村事業者等支援事業 費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 地域特産品等を含む物産等の開発、販路開拓や新規顧客の取り込み、及び地域特産品等の知的財産権の登録、取得等に要する費用の一部を補助することで、法人及び個人事業主、グループの育成を図る。 ◆対象者 村内で起業又は活動する法人及び個人事業主、村内グループ。ただし、前年度に同補助金を受けた者は除く。 ◆対象事業 （1）商品等開発事業 （2）展示事業 （3）宣伝広告事業 （4）商品等のイメージアップ事業 （5）ECサイト事業 （6）知的財産権の登録事業 ◆補助金の額 実施した事業に要した経費2/3以内の額で、上限額30万円。	R07.04.01施行

課名	地域 活性 性	移住 定住 性	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課				○				若手経営者等スキルアップ応援事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 経営スキルの向上を図るための視察・研修等を行う個人に対し、その費用と交通費を補助することで、地域経済を支える経営者等の経営力を強化し、地域産業の振興に資する。 ◆交付対象 村内に住所を有し、村内の事業所に在職し、今後も村内で事業に関与する予定があり、経営スキルの向上を図るための視察又は研修を行うもの。 村商工会を通して交付する。 ◆対象経費及び補助金の額 (1) 事業費 視察、研修に要する宿泊費、交通費、受講料等の10/10以内の額。 上限額は、1事業当たり1人につき5万円。 (2) 事務費 消耗品費、通信運搬費等、補助金の交付に必要な経費の10/10以内の額	R04.04.01施行
産業課				○				上小阿仁村事業者施設設備導入等促進事業費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 法改正等の影響により施設設備が必要となった事業者に、その導入費用の一部を補助することで、物産等の販売促進と地域の活性化を図る。 ◆補助対象 村内に店舗又は事業所を有し、食品衛生法の営業許可を取得している、又は事業完了後に取得を予定している者。 ◆対象経費及び補助金の額 食品衛生法の基準を満たす施設、設備の整備に要する経費の4/5以内の額。上限額200万円。	R04.04.01施行
産業課				○			○	上小阿仁村事業者等LED設備導入等促進事業費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 LED照明設備を導入する事業者に補助金を交付することで、電力コストを低減し経営の安定化を図り、本村工業の振興及び雇用の場の確保に資する。 ◆補助対象 村内に住所又は事業所を有する中小企業者。 ◆対象経費及び補助金の額 村内に所在する工場、事業所、店舗等の照明設備のLED照明への切り替え、又は新設に要する経費の2/3以内の額。上限額100万円。	R04.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課		○		○				上小阿仁村新規雇用拡大等支援給付金交付要綱	◆趣旨・目的等 村内の事業所において、担い手の育成及び地域産業の振興を図る。 ◆支給対象 申請日現在で村税等に滞納がない者で、次に掲げる要件に該当する者。ただし、国及び地方公共団体の機関を除く。 事業主においては(1)の従業員が上小阿仁村工場新設並びに増設の奨励に関する条例による奨励措置の適用を受けていない者であること。 (1) 村内に事業所を有し、新たに従業員（社会保険加入の正規雇用者で期間に定めのない雇用契約をしている者で退職金制度に加入している者）を雇用した事業主及びその従業員を対象とする。 (2) 主たる業種が医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、郵便局、協同組合、政治・経済・文化団体、宗教でない者 ◆給付金の額 ・事業主への給付 (1)の従業員を1年以上雇用した場合 従業員1人につき年額20万円、村内居住の場合は1人につき年額30万円を3年間支給。年度途中で雇用した場合は月割りで算定。 ・新たに事業所を設置した場合は50万円を支給する（新たに対象となる従業員を雇用した場合に限る）。 ・新たに雇用された村内居住の従業員への支給 月額25,000円を3年間支給する。	R05.12.07施行
産業課				○				上小阿仁村宿泊施設環境整備支援補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 宿泊事業者の事業の継続及び経営の安定化を図る。 ◆補助対象者 旅館業法の認可を受け営業をしている者で、宿泊事業者として営業を行うに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っている者。 ◆対象経費、補助金の額 ・施設整備事業 施設の衛生確保及び宿泊者のニーズ充足のために必要な施設改修や設備の整備に要する経費 ・環境整備事業 消防設備や照明器具の整備など、宿泊業を行うために必要な環境整備に要する経費 ◆補助金の額 対象経費の1/3以内の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額1,000万円。1事業者1回限り。	R06.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
産業課				○				上小阿仁村事業者等エアコン 設備導入等促進事業費補助金 交付要綱	◆趣旨・目的等 村内事業者等の省エネルギー設備の導入を促進し、電力コストの低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る。 ◆補助対象者 村内に住所又は事業所を有する事業者等で、現に事業を営んでおり、村税等の滞納がない者。 ◆対象経費 村内の所在する工場、事業所、店舗等のエアコンの省エネルギー性能のものへの切り替え、又は新設に要する経費。（消費税を除く） ◆補助金の額 対象経費の1/2以内の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額100万円。上限額に達するまでは申請可。	R06.08.01施行
産業課	○	○						上小阿仁村交流宿泊等誘致事 業費補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 村内で合宿又は農林業体験・視察・研修等を行う団体又は個人に対し、費用の一部を補助することで、交流人口の拡大を図り、観光産業の振興に資する。 ◆補助対象 合宿又は農林業体験・視察・研修等を行う団体又は個人。 ◆対象事業 (1) 村が事業主体となる合宿等で、参加者が1日以上宿泊するもの。 (2) その他の事業主体が行う合宿等で、参加者が5名以上で1日以上宿泊するもの。 ◆補助金の額 ・宿泊に係る補助金は、1人1泊当たり宿泊費の1/2の額。上限額3千円。ただし公共施設の宿泊を除く。 年度内の上限額は団体30万円。個人5万円。 ・交通費に係る補助金は、1人1往復当たり交通費の1/2の額。上限額1万円。	H30.04.01施行
建設課							○	上小阿仁村がけ地近接等危険 住宅移転事業に関する条例	◆趣旨・目的等 災害の常襲又は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域に所在する住宅の移転を促進するため、必要な補助を行い、住宅の災害防止と民生の安定に寄与する。 ◆経費区分及び補助金の額等 ・危険住宅の除去等に要する経費 上限額 1戸当たり80万2千円。 ・住宅建設等に要する経費 住宅を建設又は購入する資金を金融機関から借り入れた場合の利子（上限年利8.5%）に相当する額。 上限額 1戸当たり415万円又は722万7千円。	H27.01.01施行

課名	地域 活性 性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高 齢者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
建設課							○	上小阿仁村雪害安全対策等事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 雪下ろし等の対策に係る安全及び負担軽減を図る事業を行う者に補助金を交付することで、安全で安心な雪下ろし等の作業の実施と雪作業の負担軽減を図る。 ◆補助対象者 村内に住所を有する者が居住する住宅に安全対策事業を行う者。 （居住者本人、居住者の親又は子、配偶者、配偶者の親又は子、住宅の所有者） ◆補助対象事業 事業費が5万円以上で、村内に本店を有する業者等が施工する、次にいずれかに該当する工事 (1) 固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全带取付装置、その他類するものを設置する工事 (2) 屋根からの危険な落雪防止が図られる屋根改修、雪止め金具、落雪防止装置を設置する工事 (3) 屋根の雪を溶かすために行う電気式、温水循環式等の融雪装置を屋根に設置する工事 (4) 住宅敷地内に消雪、融雪施設を設置する工事 ◆補助金の額 対象経費の8/10の額。上限額40万円。	R04.10.20施行
建設課		○	○				○	上小阿仁村住宅リフォーム事業補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 持家住宅等の増改築やリフォーム工事を行う者に補助金を交付することで、住宅投資の波及効果による村内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・省CO2対策など、村民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を図る。 ◆補助対象工事 村内の住宅に係るリフォーム等工事に要する費用が50万円以上の工事で、村内に本店を有する建設業者等が施工するもの。 ◆補助金の額 補助金は、令和5年度以降、上限額に達するか否かを問わず、1住宅につき1回のみの交付とする。 (1) 一般世帯（持家） 対象事業費の1/10の額。上限額20万円。 (2) 子育て世帯（持家） 同居の子どもが2人以下 対象事業費の2/10の額。上限額30万円。 同居の子どもが3人以上 対象事業費の2/10の額。上限額50万円。 (3) 子育て世帯（空き家）※補助金申請の年度又は前年度に購入若しくは譲渡を受けた住宅 対象事業費の3/10の額。上限額60万円。	R05.04.01施行

課名	地域 活性	移住 定住	子育 て	仕事 支援	就農 支援	高齢 者	その他	事業等の名称等	主な内容	条例・要綱の 施行日 最終改正日
建設課		○	○				○	上小阿仁村新築住宅等補助金 交付要綱	◆趣旨・目的等 村内に居住目的で住宅を新築した者に対し補助金を交付し、村の定住人口の確保と増加を図る。 ◆補助対象者 村内の土地に住宅を新築した者を補助対象者とする。新築住宅の名義人が複数の場合は、代表者1名とすることができる。 ◆補助対象住宅 村内に新築した住宅で建築基準法の基準を満たしているもの。 別荘等一時的に使用するもの及びアパートなど、賃貸を目的としているものは除く。 ◆補助金の額 (1) 新築工事に係る経費分 ・村内業者が施工した場合 自己資金の1/2の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額200万円。 ・村内業者でない者が施工した場合 自己資金の1/2の額で1,000円未満の端数切捨て。上限額50万円。 (2) 不動産取得税分 新築住宅に係る不動産取得税相当額で1,000円未満の端数切捨て。	R06.04.01施行
建設課		○					○	公共下水道事業に伴う宅地内 配管工事に対する補助金交付 要綱	◆趣旨・目的等 公共下水道事業に伴う宅地内配管工事に要する工事の一部を助成し、生活環境の改善と公共下水道事業の普及促進を図る。 ◆補助金額 (1) 宅地内配管工事を実施した住宅及び事業所等1戸当たり 2万円 (2) 宅地内配管工事に伴う制度資金の融資を受けた場合 年1%の利子補給。1戸当たり30万円を超える融資額の場合は、30万円で計算した金額を上限とする。	H13.04.01施行 H22.03.25改正
住民福祉課	○							上小阿仁村自主防災組織活動 補助金交付要綱	◆趣旨・目的等 自主防災組織の結成及び活動並びに資機材等の購入に対し補助金を交付することで、地域における自主防災組織の育成を図る。 ◆補助金額 1組織につき1年度1回を限度に、次の区分に応じた額。 (1) 基準額 1集落につき2万円 (2) 世帯割額 組織世帯数に500円を乗じて得た額	H26.04.01施行 R05.04.01改正